

令和6年3月26日

第2回 日南町議会定例会追加議案

日 南 町

経済福祉常 任委員会	6 人	農林課、農業委員会、建 設課、福祉保健課、 <u>こど も若者未来課</u> 、 <u>日南病院</u> に属する事項	経済福祉常 任委員会	6 人	農林課、農業委員会、建 設課、福祉保健課、 <u>_____</u> <u>_____</u> 日南病院 に属する事項
議会広報常 任委員会	6 人	議会だよりの編集及び発行 に関する事項	議会広報常 任委員会	6 人	議会だよりの編集及び発 行に関する事項

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第47号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては100分の102.5)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>給与条例第19条及び第19条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員について適用する。</u></p> <hr/> <p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の_____総額は、_____第1号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>前項の職員</u> _____勤勉手当基礎額に_____職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得</p>	<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定管理職員」という。))にあつては100分の102.5に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</u></p> <p>(勤勉手当) 第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得</p>

<p>た額の総額</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>た額の総額</p> <p><u>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75(特定管理職員にあつては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第48号

日南町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

次のとおり、日南町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

日南町長 中村 英明

日南町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

日南町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年日南町条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>まち未来創造課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>地域づくり推進課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第49号

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

日南町長 中村 英明

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員の給与の種類は、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>（2） 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員給料、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u></p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員の給与の種類は、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員報酬、費用弁償及び<u>期末手当</u></p> <p>（2） 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員給料、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び<u>期末手当</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。